

新たな森林環境管理制度の導入について

令和元年12月19日

奈良県農林部
林業振興課新たな森林管理体制準備室

本日のテーマ

テーマ: 新たな森林環境管理制度の導入について

意見交換の目的:

今年度、「(仮称)奈良県森林環境の維持向上により森林と人との恒久的な共生を図る条例(案)」と「(仮称)奈良県フォレスト・アカデミー条例(案)」を議会に上程予定。

令和2年度には、条例に基づく新たな業務を開始するとともに、市町村からの事務の委託に向けた協議を始める。

この機会に、新たな森林環境管理制度における県と市町村の連携内容について議論し、円滑な制度導入につなげる。

本日のプレゼン

テーマ: 新たな森林環境管理制度の導入について

1 新たな森林環境管理制度導入の背景

- ①奈良県の森林の課題
- ②スイスの森林環境管理

2 新たな森林環境管理制度の概要

- ①森林管理の目的、森林区分
- ②人材の育成
- ③市町村との連携

1. 新たな森林環境管理制度導入の背景① 奈良県の森林の課題

これまでは

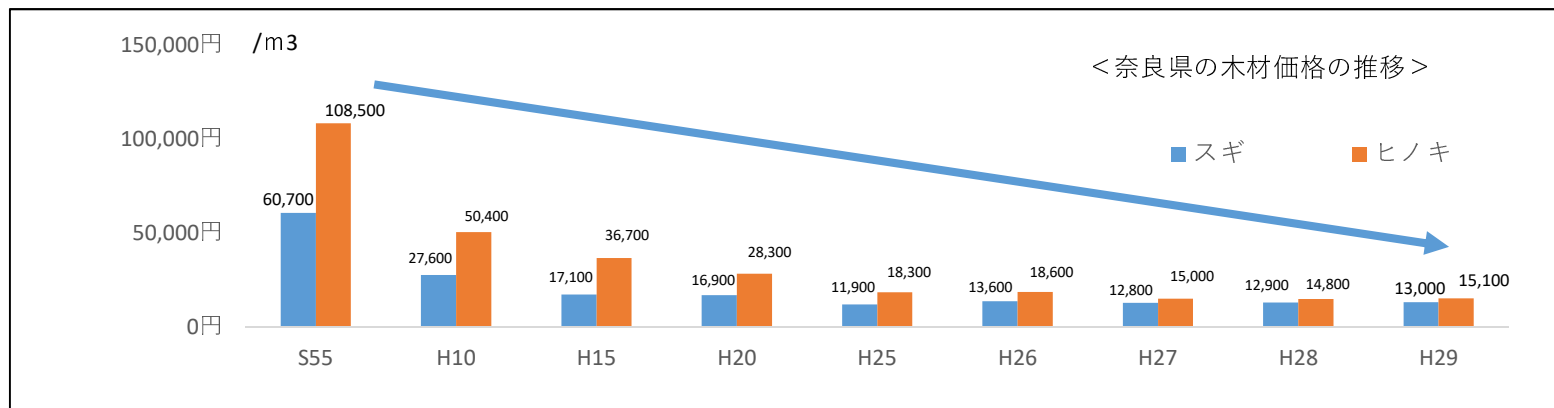
森林の環境管理は森林からの利益が前提

従前は林業生産活動が旺盛に行われる場合に森林環境が保全されてきた。

ところが

長引く木材価格の低迷 → 森林環境維持努力の減退

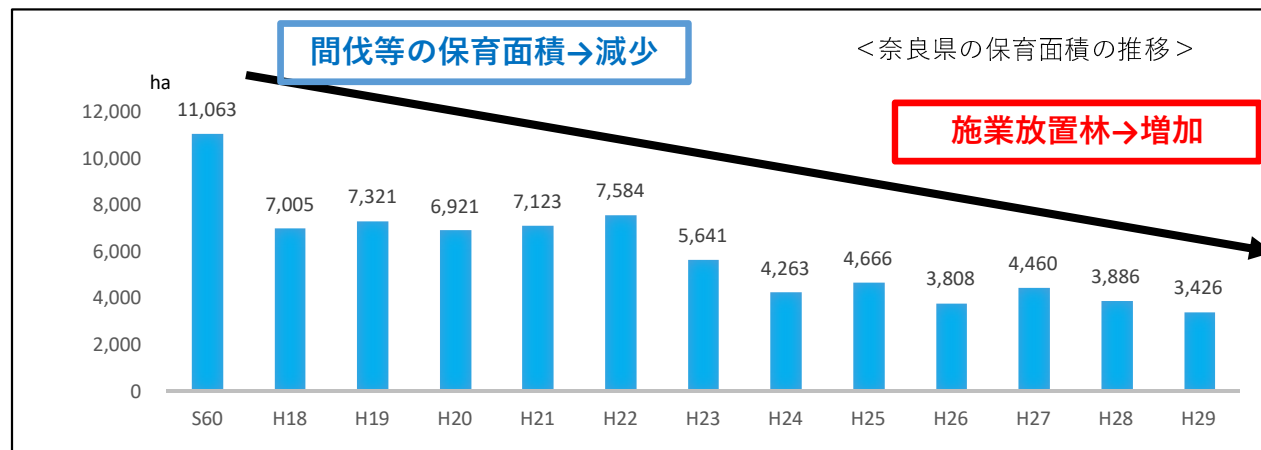
木材価格は、スギの昭和55年、ヒノキの平成2年をピークに、以降は総じて下降傾向が続き低迷している。



1. 新たな森林環境管理制度導入の背景－①奈良県の森林の課題

施業放置林の増加

森林の環境管理に必要な間伐等の保育面積が年々減少し、施業放置林が増加している。



森林環境が悪化し、森林の防災機能が低下



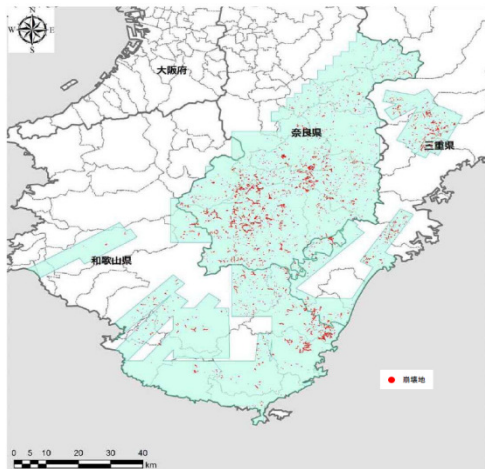
災害リスク
の増大

1. 新たな森林環境管理制度導入の背景—①奈良県の森林の課題

紀伊半島大水害の発生

平成23年8月30日～9月4日の記録的な豪雨により、紀伊半島大水害が発生。改めて森林の適切な管理の大切さに気づくこととなった。

平成23年8月30日～9月4日の記録的な豪雨



被害の状況 (H29.7.21現在)

死者 15名

(五條市8名、天川村1名、十津川村6名)

行方不明者 9名

(五條市3名、十津川村6名)



奈良県内で約1,800箇所（深層崩壊54箇所）の土砂崩壊箇所が発生。

奈良県の森林はこれでよいのかと自問



森林環境を維持向上し、森林の防災機能強化が必要

1. 新たな森林環境管理制度導入の背景ー②スイスの森林環境管理

I. スイスとの交流

●平成27年4月 奈良県とスイス・ベルン州との友好提携協定締結

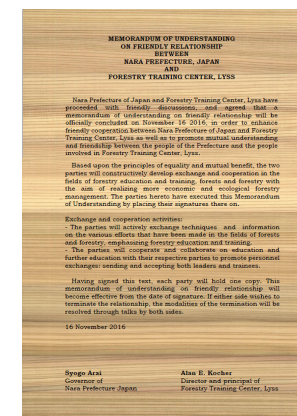
平成27年4月17日、バーバラ・エッガー・イエンツァー州首相一行を奈良県に迎え、「日本国奈良県とスイス連邦ベルン州の友好提携締結に関する協定書」に署名し、友好提携関係を樹立しました。



●平成27年6月 欧州型森林管理者研修会・フォーラム開催

●平成28年11月 奈良県とリース林業教育センター（フォレスター養成校）との友好提携協定締結

奈良県とリース林業教育センターが、平等互惠の原則に基づき、経済性と環境保全を両立する森林管理の実現に向けて、林業の職業教育と研修、また森林や林業に関する様々な分野において積極的に交流と協力を発展させることに合意しました。



※平成28年度以降、毎年スイスへ研修団を派遣、また、平成29年度以降、隔年でリース林業教育センターから実習生を受け入れる等、スイスとの交流が続いている。

1. 新たな森林環境管理制度導入の背景ー②スイスの森林環境管理

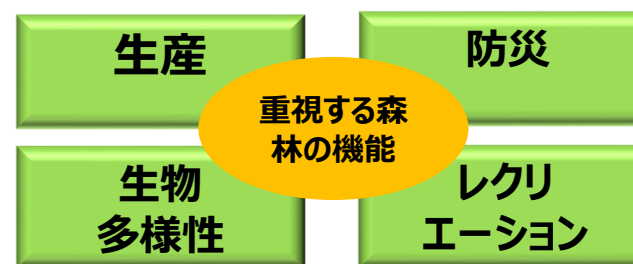
II. スイスの森林環境管理とは

高い知識と権限を有する**フォレスター**が、森林の有する「**①生産・②防災・③生物多様性・④レクリエーション**」の**4つの機能**を重視し、森林管理全体をマネジメントしている。

多種多様な森林を自然の力を最大限に活用して育成することにより、**経済性と環境保全が両立**する「**恒続林施業**」と言われる持続可能な林業経営を実践している。
(皆伐は法令で禁止)



経済と環境が両立する森林



「恒続林施業」

収穫が手入れになる伐採（択伐）と、自然に発芽する樹木（天然更新）を森林管理の基礎とし、在来樹種で構成される広葉樹と針葉樹の混交林を、日光がよく入るように意識して育成する林業経営である。生物多様性などの「**公益的機能の確保**」と、多品目少量生産と投資コストの抑制とにより、「**経営の安定化**」を両立させることを目標としている。

1. 新たな森林環境管理制度導入の背景ー②スイスの森林環境管理

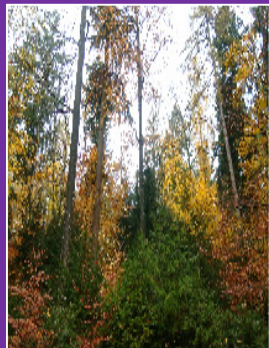
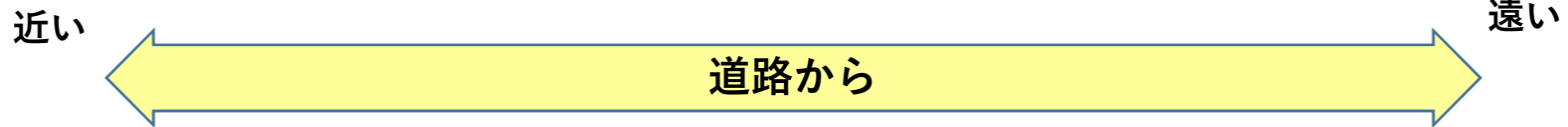
Ⅲ スイスのフォレスター

- ★フォレスターは、スイスの林業教育センターで専門教育を受けた者に与えられるスイスの**国家資格**。
- ★フォレスターは主に州や市町村に雇用される**公務員**であり、概ね2,000haの**同じ森林を定年まで管理**する。
- ★スイスの森林は全てフォレスターの管理下にあり、伐採木の選定、伐採作業の指示や発注、木材販売、販路の開拓、森林所有者への精算などの**林業経営全般をマネジメント**する他、**災害の防除**や、**生物多様性**の維持保全、市民への**レクリエーション**提供など多様な業務を担っている。
- ★フォレスターは法令により伐採に関する**許認可権**を付与されており、担当する森林の将来に権限と責任を負う。

2. 新たな森林環境管理制度の概要－①森林管理の目的、森林区分

- 森林管理の目的を①森林資源生産、②防災、③生物多様性保全、④レクリエーションの4機能の発揮とする。
- 森林の4機能を、奈良県の植生環境に適合する形で発揮させるため、県内の森林を次の4つの区分に誘導する。

<ゾーニングイメージ>



①恒続林

異齢多層の地域植生で構成され、針広混交林の状態を恒続させながら高い価値の木材生産を継続的に行う森林



②適正人工林

適正な施業が行われている木材生産が主目的である森林

③自然林

天然更新作業及び保育を行うことで、地域植生が動的に生育している森林

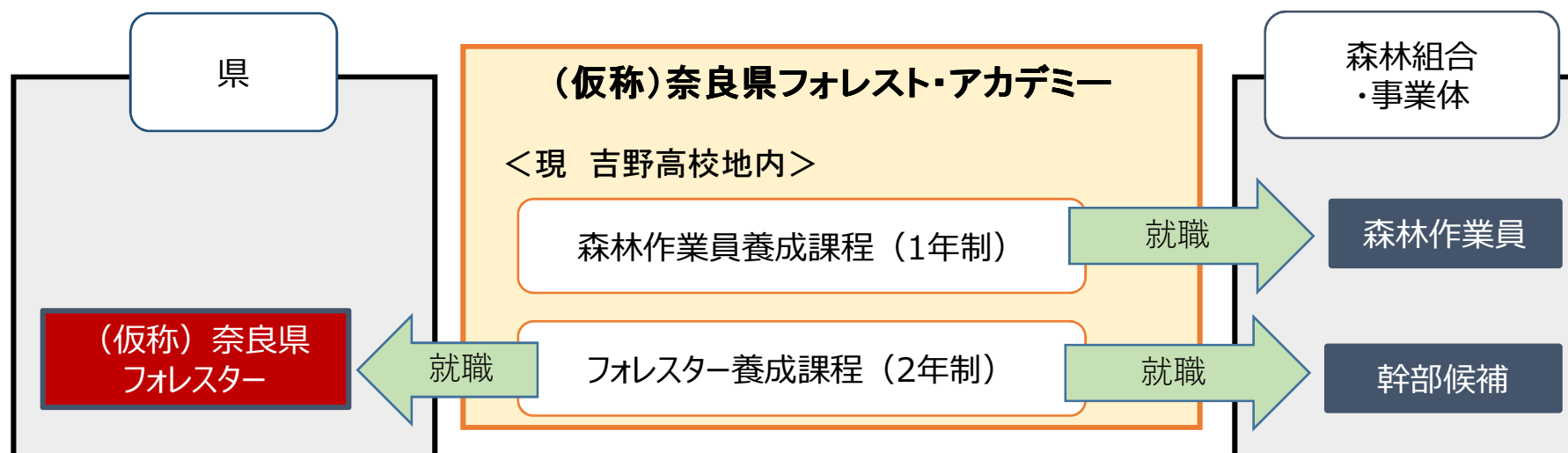


④天然林

自然（生態系）の動態に任せる森林

2. 新たな森林環境管理制度の概要－②人材の育成

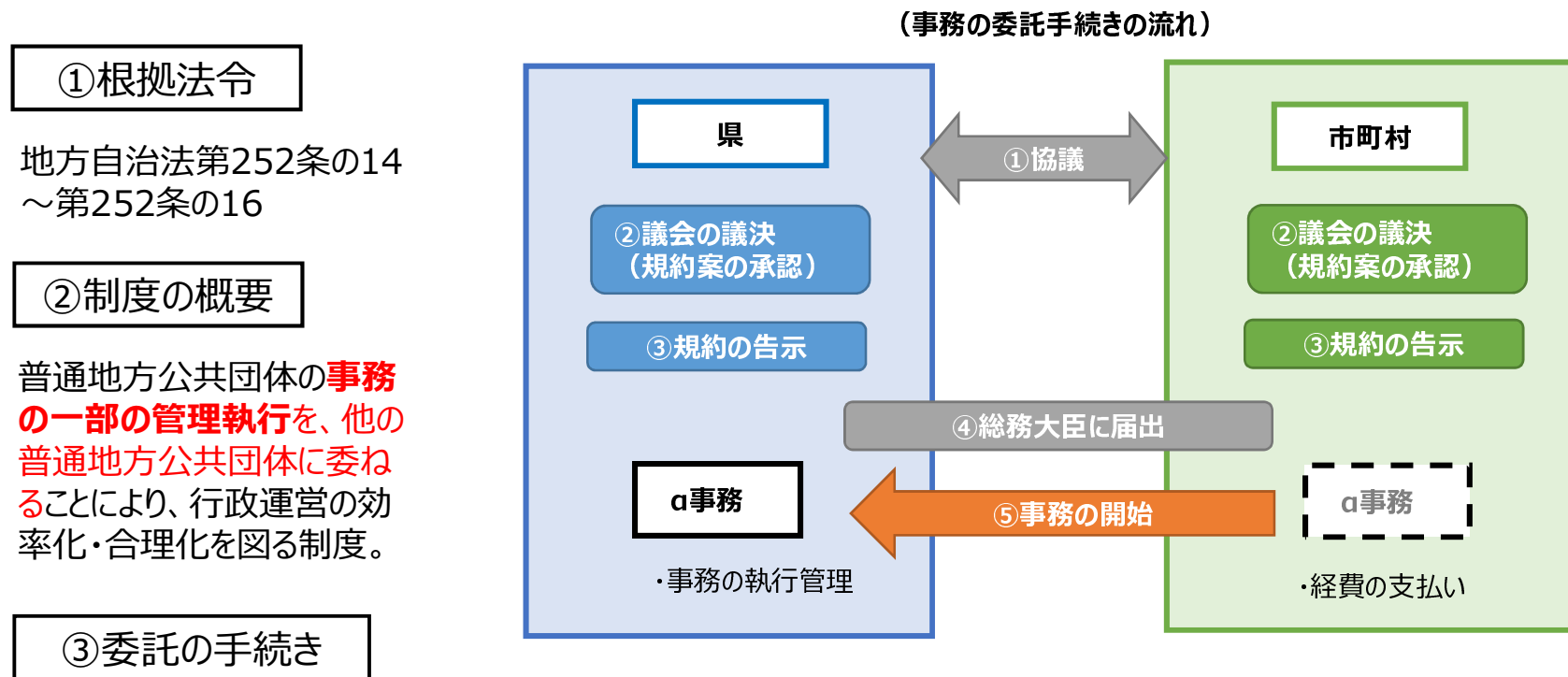
- **(仮称)奈良県フォレスト・アカデミー**を令和3年に開校し、奈良県の森林・林業を担う人材を育成する。
- 当アカデミーのフォレスター養成課程修了者等から、県職員である **(仮称) 奈良県フォレスター**を任用する。



2. 新たな森林環境管理制度の概要－③市町村との連携

I. 事務の委託制度

- 伐採届の事務等、森林・林業に関する**市町村の事務を県が受託**、手続きを経た市町村に配置される（仮称）奈良県フォレスターがその事務に従事する。



委託する地方公共団体・受託する地方公共団体ともに**議会の議決が必要**であり、協議により規約を定め、事務を委託する。

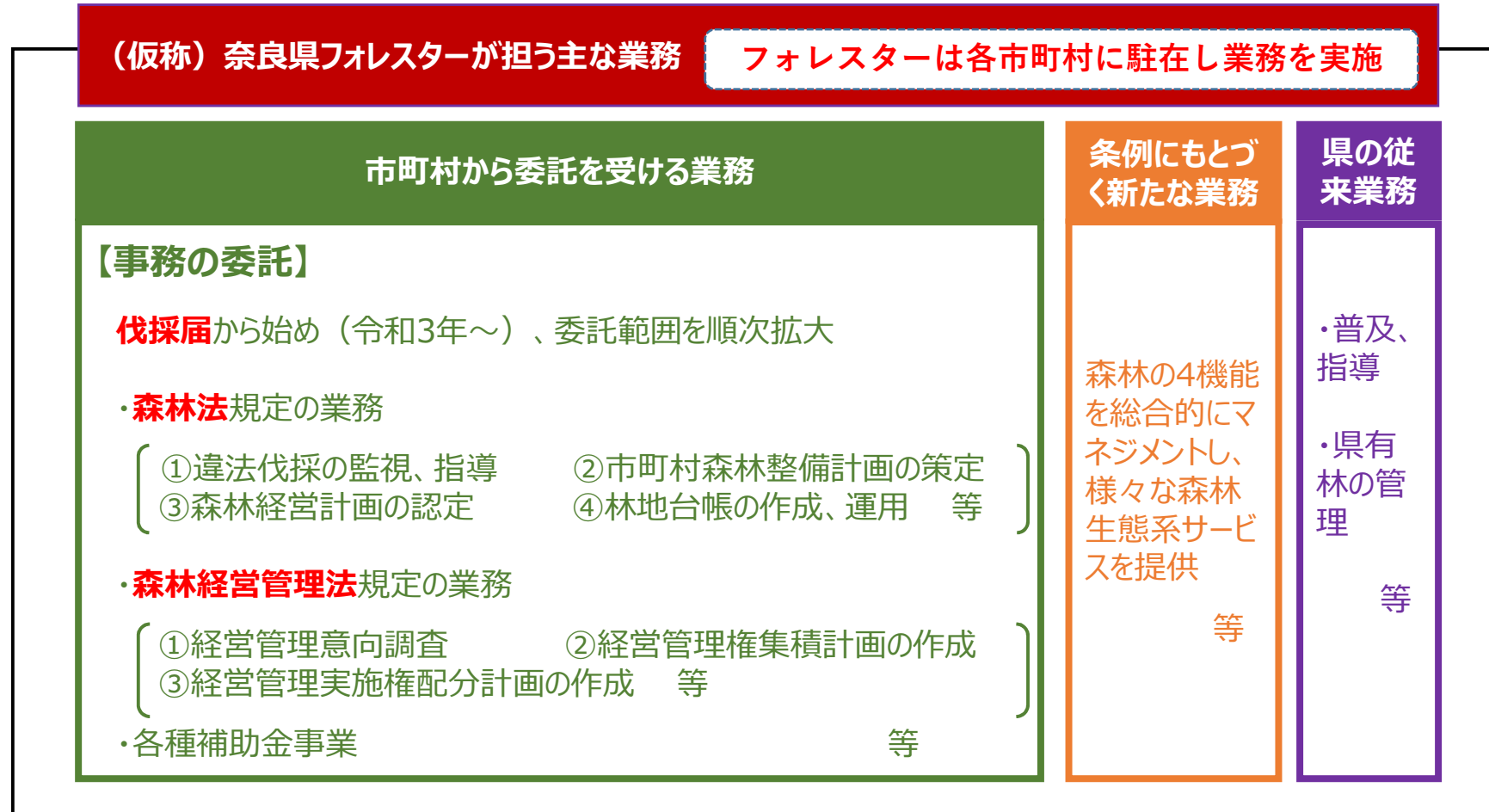
事務の委託の範囲内において、委託した**事務の執行・管理する権限は受託者に移る**。

経費は委託者が負担し、その算定方法は規約で定める。

2. 新たな森林環境管理制度の概要－③市町村との連携

Ⅱ. (仮称) 奈良県フォレスターの業務

- 市町村に配置する(仮称)奈良県フォレスターの業務は多岐にわたる。



- 市町村から奈良県への委託の財源に、森林環境譲与税を活用することも可能である。

2. 新たな森林環境管理制度の概要－③市町村との連携

Ⅲ. 伐採届制度

森林の有する公益的機能等を発揮させるため適正な伐採等の森林施業を確保するとともに、森林資源の状況等を掌握し、伐採後の速やかな造林を確保することを目的に、森林所有者等が伐採・造林する森林がある市町村に事前に届け出る制度



【変更命令等】

市町村の長は、伐採届に記載された伐採面積、伐採方法、伐採後の造林の方法等が市町村森林整備計画に適合しないと認めるときは、伐採及び伐採後の造林の内容の変更を命ずることができる（森林法第10条の9）

【罰則】

- ・伐採届の提出をしないで立木を伐採した者:100万円以下の罰金
- ・伐採届を提出した者の行っている伐採等が、提出された届出書の内容と異なっていると
して出された命令に違反した者:100万円以下の罰金 等 （森林法第208条）

意見交換

テーマ: 新たな森林環境管理制度の導入について

<論点①>

森林に関する市町村行政との連携

- ・森林管理に関する行政権限の多くが市町村にあるが、市町村にはその専門的な知識を持つ人材がほとんど存在していないということが課題としてあげられる。
- ・また、伐採届については、届出内容どおりに実施されない状況が放置されるなど、その形骸化が全国で指摘されている。
- ・本県では(仮称)奈良県フォレスターによる森林管理を目指しており、その第一歩として、伐採届に関する事務の委託を市町村から受けることを計画している。
- ・さらに、(仮称)奈良県フォレスターの人数が増加するのに伴い、森林経営管理法に規定の業務など、委託範囲を順次拡大していく予定である。

森林に関する市町村行政の課題や、県との連携方法に関する意見をお願いします。

意見交換

テーマ: 新たな森林環境管理制度の導入について

<論点②>

(仮称)奈良県フォレスターに希望する業務の内容

- ・(仮称)奈良県フォレスターは、担当する地域の行政権限に関する業務を行うだけでなく、今回条例で規定する森林の4機能を最大限に発揮させる森林管理を通じて、地域の活性化を担う人材としていきたいと考えている。
- ・また、森林のない市町村においても、森林環境教育及び木育等を行うことができると考えている。

行政権限に関する業務の実施以外に、どのような役割を(仮称)奈良県フォレスターに期待しますか。